○国土交通省告示第六百二十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

平成二十九年六月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

改正後	改正前
（略）	（略）
1　（略） 2　国土交通省所管の補助金等のうち、次の表に掲げる予算科目に係る補助金等（独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、（一財）民間都市開発推進機構及び地方共同法人日本下水道事業団の施行に係るものを除く。）及び1の表に掲げる予算科目に係る補助金等（指導監督事務費補助等に限る。）の交付に関する以下の各号に掲げる事務（法第二十六条第二項の規定により都道府県が行うこととなった事務並びに港湾関係補助金等にあっては、第十七号に掲げる事務を除く。）	1　（略） 2　国土交通省所管の補助金等のうち、次の表に掲げる予算科目に係る補助金等（独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、（一財）民間都市開発推進機構及び地方共同法人日本下水道事業団の施行に係るものを除く。）及び1の表に掲げる予算科目に係る補助金等（指導監督事務費補助等に限る。）の交付に関する以下の各号に掲げる事務（法第二十六条第二項の規定により都道府県が行うこととなった事務並びに港湾関係補助金等にあっては、第十七号に掲げる事務を除く。）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十九年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の四十第一項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

別表社団法人日本免震構造協会の項を次のように改める。

一般社団法人日本免震構造協会	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十八号ＪＩＡ館２階	省令第五十九条第二号の二及び第六号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十六号建築家会館本館３階	平成十六年十二月二十四日

○国土交通省告示第六百三十号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十五条第一項、第八十七条第一項、第九十六条及び第百十一条第一項の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第七（第十四条の五、第十四条の六、第十四条の六の二、第十七条の三、第二十四条関係）防護対象特定核燃料物質 一　区分一 イ　（略） ロ　照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下「吸収線量率」という。）が毎時一グレイ以下のもの（第三号ホに掲げるものを除く。） 二　区分二 イ　照射された前号イに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの（次号ニ及びホに掲げるものを除く。） ロ　（略） ハ　照射されたロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイ以下のもの（次号ホに掲げるものを除く。） ニ　照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの（次号ニ及びホに掲げるものを除く。） (1)～(4)　（略）	別表第七（第十四条の五、第十四条の六、第十七条の三、第十七条の四関係）防護対象特定核燃料物質 一　区分一 イ　（略） ロ　照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下「吸収線量率」という。）が毎時一グレイ以下のもの 二　区分二 イ　照射された前号イに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの（第三号ニに掲げるものを除く。） ロ　（略） ハ　照射されたロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイ以下のもの ニ　照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの（第三号ニに掲げるものを除く。） (1)～(4)　（略）